# 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成１５年細則(調)第８号）に基づき下記のとおり公示します。

2026 年 11 月 11 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役　理事

記

１．　公示件名：フィジー国災害リスク管理センター整備計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

２．　競争に付する事項：企画競争説明書第１章１．のとおり

３．　競争参加資格：企画競争説明書第１章３．のとおり

４．　契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照

５．　プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第１章２．及び６．のとおり

６．　その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書
# （QCBS-ランプサム型）

業　務　名　称：フィジー国災害リスク管理センター整備計画準備調査
（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：26a00842

【内容構成】

第１章　企画競争の手続き
第２章　特記仕様書案
第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第２章「特記仕様書案」、第３章２.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者と行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026 年 11 月 11 日

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

# 第１章　企画競争の手続き

## １．競争に付する事項

（１）業務名称：フィジー国災害リスク管理センター整備計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

（２）業務内容：「第２章　特記仕様書案」のとおり

（３）適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください[1]。（全費目課税）

（４）契約履行期間（予定）：2027 年 1 月　～　2028 年 2 月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

（５）ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

（６）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については 1 年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

１）第１回（契約締結後）：契約金額の 34%を限度とする。

２）第２回（契約締結後 13 か月以降）：契約金額の 6%を限度とする。

[1] 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

（7）部分払の設定

本契約については、部分払を想定しておりません。

## 2．担当部署・日程等

（1）選定手続き窓口

国際協力調達部　契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（2）事業実施担当部

無償資金協力部　業務第二課

（3）日程

本案件の日程は以下の通りです。

| No. | 項目 | 日程 |
|---|---|---|
| 1 | 資料ダウンロード期限 | 2026年11月17日　まで |
| 2 | 企画競争説明書に対する質問 | 2026年11月18日　12時まで |
| 3 | 質問への回答 | 2026年11月24日まで |
| 4 | 本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日 | 2026年11月30日　12時まで |
| 5 | プレゼンテーション | 行いません。 |
| 6 | プロポーザル審査結果の連絡 | 見積書開封日時の2営業日前まで |
| 7 | 見積書の開封 | 2026年12月11日　10時 |
| 8 | 評価結果の通知日 | 見積書開封日時から1営業日まで |
| 9 | 技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く） | 評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで<br>（申込先：<br>https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM）<br>※2023年7月公示から変更となりました。 |

## 3．競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

1） 消極的資格制限

２） 積極的資格要件

３） 競争参加資格要件の確認

（２）利益相反の排除

特定の排除者はありません

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## ４．資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

・第３章　プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

## ５．企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記２．（３）参照

２）提出先　：https://forms.cloud.microsoft/r/1ij2fDxkKp

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）回答方法

上記２．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。
（URL：https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

## ６．プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。
（https://partner.jica.go.jp/）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。
（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

１）プロポーザル

① 電子データ（PDF）での提出とします。
② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

２）本見積額

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記２．（３）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位１位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

３）本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第３章４．（３）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第３章４．（３）別見積について」のうち、１）の経費と２）～３）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてくだ

さい（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

（3）提出書類

1）プロポーザル・見積書・別見積書

2）別提案書（第3章4．（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

（4）電子入札システム導入にかかる留意事項

1）作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
（URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html）

2）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 7．契約交渉権者の決定方法

（1）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を１００点満点とし、**配点を技術評価点 90 点、価格評価点 10 点とします。**

（2）評価方法

1）技術評価

「第3章　プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙4「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4．（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点）を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不**

**合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**
（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

２）評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律２点の加点（若手育成加点）**を行います。

３）価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

４）総合評価

技術評価点と価格評価点を 90：10 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.9＋（価格評価点）×0.1

（３）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記２．（３）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（４）契約交渉権者の決定方法

１）総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

２）総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

３）最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

４）応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）
低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

## ８．評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記２．（３）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## ９．資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

（１）本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式５（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

（２）本件業務の受注者（ＪＶ構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

## １０．フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

# 第２章　特記仕様書案

**本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙３「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。**

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

**【１】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点**

**１．企画・提案に関する留意点**

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第３章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な**実施方法及び作業工程を考案し**、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。また、応募者がプロポーザルの中で行った提案について特筆すべき箇所があれば、その記述箇所を、発注者が指定した項目とは分けてリストに記載してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。

  ①特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）

  ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第３章「2.業務実施上の条件」参照）

  ③共同企業体構成員としての構成（法人）（第１章「３.競争参加資格」参照）

- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

☒プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、第３章に示す関連資料を参照してください。

**２．プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容**

■ 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第３章１．（２）「２）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、別紙３のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

**【２】特記仕様書（案）**

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第１条　業務の背景

別紙１のとおり。

第２条　業務の目的

「第１条　業務の背景」に記載する事業について、「第３条　実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第４条　業務の内容」に記載される業務を遂行し、調査の中で特定された事業（以下「本事業」という。）を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を精査するとともに、適切な概略設計・事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

第３条　実施方針及び留意事項

（１）無償資金協力事業の検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業を対象とする無償資金協力事業の検討資料として用いられる。このため、事業内容の計画策定については、調査過程で随時十分発注者と協議し、承認を得ること。
- 報告書や各種資料の作成に当たっては、発注者が提示する資料等に基づいたものとすること。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
- 本事業の本邦での検討過程において、事業内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま無償資金協力事業として決定されるとの誤解を与えないよう留意すること。

- JICA サステナビリティ方針に基づく全新規事業をパリ協定に整合する形で実施することを目指す等の目標を踏まえ、可能な範囲で、建設する建造物の施工・維持管理段階での温室効果ガス排出量の最少化、気候変動の影響に対する強靭化を行うよう留意すること。

（2）参考資料

- 共通仕様書第 9 条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

① 公開資料

(ア) 設計・積算にかかるガイドライン等 （以下「設計・積算にかかるガイドライン等」という。）

☒協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）
☒同「補完編（土木分野）」（2025 年 9 月）
☒同「補完編（建築分野）」（2025 年 9 月）
☒同「機材編」（2025 年 9 月）

(イ) 環境社会配慮ガイドライン （以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）

☒国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月）

(ウ) 気候変動対策ツール（以下「気候変動対策ツール」という。）

☒気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）
☒JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き

(エ) その他

☒JICA 不正腐敗防止ガイダンス
☒無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン
☒コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン　最新版
☒コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン　最新版
☒ソフトコンポーネント・ガイドライン
☒ODA 建設工事安全管理ガイダンス（以下「安全管理ガイダンス」という。）
☒資金協力事業　開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）
☒Project Monitoring Report(PMR)
☒JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）

（3）計画策定のプロセス[2]

- 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査、および同会議を受けた概略設計協議に関する現地調査を実施する。

  ☒本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査を段階的に実施する。各現地調査の内容は以下のとおり。

  （ア） 第 1 次現地調査
    - 本事業は日本の強みを活かした協力メニューを途上国に提案する「オファー型協力」であることから、我が国が有する技術やノウハウの積極的な活用を検討する。したがって、第 1 次調査として本事業の背景や必要性を整理した上で、事業ニーズに対する適切かつ具体的な日本の技術・機材の適用可能性について先行して確認する。
    - 上記に合わせてサイト状況調査及び自然状況調査、環境社会配慮調査を実施する。
    - 調査実施時期は、2027 年 2 月上旬頃を想定している。

  （イ）第 2 次現地調査
    - 第 1 次調査の結果を踏まえた設計・積算に必要な情報収集、概略設計の実施、実施体制、障害、ジェンダー配慮に係る調査
    - 調査実施時期は、2027 年 4 月上旬頃を想定している。

  （ウ）第 3 次現地調査
    - 最終報告書案を先方関係者へ説明・協議し、基本的了解を得る
    - 調査実施時期は、2027 年 12 月上旬頃を想定している。

- 以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、関係者と議論して内容を検討する。

  （ア）第 1 次現地調査派遣前
  - 既存資料等の分析を踏まえ、第 1 次現地調査の計画等につき、事業ニーズに対する適切かつ有効な日本の技術・機材の提案を含め「インセプション・レポート」にとりまとめた上で、方針を検討する。

  （イ） 第 1 次現地調査帰国時
  - 第 1 次現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これをもとに具体的に導入可能な日本の技術等について方針を検討する。

  （ウ） 第 2 次現地調査派遣前
  - 既存資料等や第 1 次現地調査結果の分析を踏まえ、第 2 次現地調査の計画等の

[2] 本案件では、これまでフィジーに対して行ってきた防災分野の協力を活かしながら、日本の防災や災害対応への経験、知見を活かした機材及びソフトコンポーネントを取り入れることを想定している。これを踏まえ、限られた調査期間中に具体的なアイディアの精査及びフィジー政府、関係ドナーとの調整・合意までを遅滞なく実施するための調査方針をプロポーザルにて提案すること。

方針を検討する。

（エ） 概略設計協議前の第 2 次現地調査帰国時

- 第 2 次現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を検討する。

（オ） 第 3 次現地調査（概略設計協議）現地派遣前

- 計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書（案）」に基づき計画内容を検討する。

（４）発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせること。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

（５）関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、かかる調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査を行うこと。
- 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。

① 技術協力プロジェクト「防災の主流化促進プロジェクト」（2020 年～2025 年）
② 「大洋州地域気象防災中核拠点建設計画 準備調査」（2024 年）
③ 個別専門家「大洋州広域防災アドバイザー」（2025 年～2027 年）
④ 技術協力プロジェクト「災害リスク削減に向けた統合的な実施能力強化プロジェクト（仮称）」（採択済み、2027 年以降に実施予定）

- 上記も含めて類似事業の設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等 について確認し、調査の効率化に努める。
- 上述の事業も含めた類似事業の教訓も踏まえて、事業完了後の実施体制について検討すること。
- また、上述の通り、本調査では本事業において活用可能な我が国のノウハウや技術を早期の段階から具体的に検討することを想定しているため、事前に関連する製品等の情報収集を行い、調査方針に反映させること。

（6）「災害リスク管理センター」に含まれるべき施設及び機能

本業務で対象とする「災害リスク管理センター」には以下の施設及び機能が含まれることを想定している。

- 広域防災研修を行うための研修施設
- 一般市民向けの防災啓発施設
- NDRMO 職員の執務室及び国家緊急オペレーションセンター

（7）本業務における地理的な対象範囲

☒本業務における自然条件調査・社会条件調査・事業実施スケジュール・環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみならず、本事業を実施するに当たって必要かつ実施機関等相手国側により提供されるべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。環境社会配慮については、建設用地・相手国側から提供される用地のみならず、事業による環境社会影響が及ぶ地域も調査対象となることに留意すること。

- 土取り場、土捨て場、工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラ等

（8）環境社会配慮

- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。
- 本プロジェクトは、「国際協力機構　環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月）（以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という）上、環境への望ましくない影響は限定的であると判断されるため、カテゴリ B に分類されている。
- 初期環境調査報告書（相手国法に基づき求められる場合は環境アセスメント報告書）案の作成支援に係る検討を行う。

（9）調達方式の検討方針（現地企業活用型による実施の場合）

☒本業務では当該項目は適用しない。

（１０）クラスター事業戦略での本件の位置づけ

☒本業務はクラスター事業では以下の点に留意する。

- 本事業は、発注者の進める JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）[3] の「防災・復興を通じた災害リスクの削減」におけるクラスター事業戦略「事

[3]保健医療、紛争、気候変動等、複雑化する開発課題に挑むため、20 の「JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）」を設定し、中でも重点的に取り組む事業のまとまりを「クラスター事業戦略」として、取り組みを強化しています。

前防災投資実現」および「“Build Back Better”の推進」に位置づけられる。本事業のインパクトの最大化のため、相手国内および周辺国における発注者の実施する既存事業との具体的な連携の可能性を追求すること。また、それら既存事業や関連調査の情報を最大限活用し、効果的な調査を実施する。想定する既存事業・関連調査は以下のとおり。

① 技術協力プロジェクト「防災の主流化促進プロジェクト」（2020 年～2025 年）
② 「大洋州地域気象防災中核拠点建設計画 準備調査」（2024 年）
③ 個別専門家「大洋州広域防災アドバイザー」（2025 年～2027 年）
④ 技術協力プロジェクト「災害リスク削減に向けた統合的な実施能力強化プロジェクト（仮称）」（採択済み、2027 年以降に実施予定）

（１１）発注者の既存事業との連携可能性の検討[4]

☒本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業（有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求すること。

- 想定する既往案件を以下に列挙する。
- 個別専門家「大洋州広域防災アドバイザー」（2025 年～2027 年）ではフィジー及び大洋州地域の事前防災の推進に向けた体制構築及び関連政策や計画の策定・実施促進支援を行っていることから、本事業での施設整備による開発効果増大の相乗効果の向上に努めること。
- 技術協力プロジェクト「防災の主流化促進プロジェクト」（2020 年～2025 年）では、同国初となるハザード・リスク評価及び地区防災計画策定を支援。スバでは「Greater Suva 優先地域 DRR 計画」として、内水氾濫・洪水・高潮・斜面災害・避難所等に係る計画を策定済み。上記技術協力プロジェクトの成果及び、特に対応の優先度が高い災害種に係るフィジー側の意向も踏まえつつ、本事業で整備する啓発ブースや研修ブースの内容や、適切な調達機材等を検討すること。
- また、上述の技術協力プロジェクトの後継案件として、先行プロジェクトで策定した防災計画を具体的な構造物対策の実現に移していくための能力強化を支援する「災害リスク削減に向けた統合的な実施能力強化プロジェクト（仮称）」を新たに実施予定（採択済み、2027 年以降に実施予定）。2026 年 12 月～2027 年 2 月に実施予定の詳細計画策定調査の報告書等の内容を踏まえ、本事業と技術協力プロジェ

[4] フィジーにおいて JICA は複数の防災分野の技術協力事業、無償資金協力事業を実施している。本調査の実施にあたっては、これら既存案件で日本が協力してきた取組、成果を活かした調査方針をプロポーザルにて提案すること。

クトの連携による相乗効果の発現の方法を検討すること。

- フィジーでは、無償資金協力「大洋州諸島における気象業務向上及び災害リスク軽減のための地域拠点整備計画」（2025 年 3 月 G/A 締結）を実施中であり、当該案件の協力準備調査等で確認した案件実施段階で想定される課題やリスク等を十分確認の上、本事業の提案にも適切に反映させること。また、同案件で計画している研修、啓発施設との全面的な重複が無いよう、案件間の役割分担を明確にした上で施設、機材等の提案を行うこと。

（１２）相手国関係機関の調整

☒本事業の効果的な実施のため、以下の対応を行う。

- フィジーは太平洋地域における防災分野の人材育成や知見共有の中核拠点としての役割を担っており、太平洋諸島フォーラム（Pacific Islands Forum。以下、「PIF」という。）、太平洋共同体（Pacific Community、以下、「SPC」という。）や太平洋地域環境計画事務局（Secretariat of the Pacific Regional Environment Programme。以下、「SPREP」という。）などの地域機関や国際機関と連携し、地域の防災実務者を対象とした地域研修やワークショップ等を実施している。本調査の中でも、上記機関とも調整を行った上で、施設、機材のコンセプトを精査する必要がある。特に、フィジーの現行の防災法上、国家災害リスク管理局（National Disaster Risk Management Office：NDRMO）は発災時の人材育成拠点としての役割は読み込めるものの、事前防災や復旧・復興等の観点を含めた広域拠点としての役割は明確には整理されていない。よって、本施設の位置づけと運用体制については、SPC 等を巻き込んで議論を行った上で整理すること。
- NDRMO の上位省庁である村落離島開発・災害管理省によれば、本事業建設予定地一帯には本 NDRMO 施設の他、村落離島開発・災害管理省が管理する庁舎や宿舎、防災倉庫等複数の関連施設の建設が計画されており、村落離島開発・災害管理省関連施設が集約された拠点となる計画である。現時点では構想段階であり、省内にて全体の計画策定が進められているのみであるが、JICA にも全体計画策定への参画が求められている。また、NDRMO に豪州外務貿易省より派遣中の専門家によれば、豪州 PHWP（大洋州人道支援倉庫整備プロジェクト）でも本事業建設予定地の全体計画策定を支援する可能性があるとのこと。そのため、上記の動向を確認しつつ、必要に応じて全体計画をレビューし、本事業で建設する施設に対し前面道路からアクセスが良くかつ他の施設の整備状況に影響されない最適な敷地が割り当てられるよう提言を行うこと。また、全体計画に対する JICA からの提言・要望については、事前に JICA と協議したうえで各所と調整すること。

（１３）他ドナーとの調整

- 建設候補地点の検討・決定においては上述の通り村落離島開発・災害管理省が主導しつつ、豪州 PHWP の関与も想定されるため、インセプション・レポート協議や概略設計協議などの各種打合せに際しては必要に応じて PHWP 専門家にも情報共有を行いつつ本業務にあたること。
- 本事業については、過去に村落離島開発・災害管理省から韓国国際協力団（KOICA）にも支援依頼があったものの、JICA の支援関心表明を受け、KOICA は NDRMO 関連施設に対する支援を行わないこととしている。他方、引き続き本事業建設予定地一帯を構成する村落離島開発・災害管理省関連施設に対する支援には関心を持っており、協力準備調査段階での情報共有が期待されていることから、全体計画の際は必要に応じて KOICA 現地事務所にも情報共有を行いつつ本業務にあたること。
- EU が災害情報一元化に係るアプリケーションを開発する予定との情報に接していることから、この可能性を踏まえて導入可能性のある日本製品の提案を行うこと。

第４条　業務の内容

（１）業務計画書の作成

① 要請書及び関連資料の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第６条に従い、業務計画書を作成する。

② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

（２）インセプション・レポートの作成・説明

① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポート（質問票含む）を作成する。

② 現地調査の冒頭に、発注者側からの調査団員と協力し、相手国政府・実施機関等にインセプション・レポートの内容を説明する。

（３）事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

- 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集、分析を行う。
  - 相手国の開発計画、当該セクターの上位計画・関連政策等の上位計画における本事業の位置づけ等

本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際開発援助機関の援助動向、事業内容及び教訓等また、上記を踏まえ、本事業で整備する「災害リスク管理センター」の施設及び機能ニーズに対する適切かつ具体的な日本の技術・機材の適用可能性等を整理する

（４）サイト状況調査

☒設計・施工計画、あるいは設置・維持管理計画の検討に必要な条件を把握するため、対象サイトの周辺状況に関する調査を行う（資機材の整備状況に関する調査を行う）。

① 既存施設・機材状況調査

既存施設・機材の利用・稼動状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況等

② 設置予定場所状況の調査

設置予定場所の広さ、アクセス道路調査、近隣状況調査、土地権利関係確認、機材配置、空調、電力（停電対策含む）等

③ 支障物件

建設用地内及び工事影響範囲にある上下水道、排水能力、電気、電話回線、ガス、下水道、IT 接続状況等

④ ビジビリティ確保に向けた調査

支援のビジビリティ・日本のプレゼンス向上の観点で効果的な事業広報看板や施設案内看板の設置場所、建設用地外に設置する場合の必要手続きや先方負担可否等

（５）自然条件調査

☒概略設計・施工計画・積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が周囲の自然に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化しうる設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査を行う。

① 気象・風況調査（机上調査、一式）
② 自然災害調査（サイクロン、河川洪水、内水氾濫、土砂災害、津波、地震等）
③ 地形測量
④ 地質調査（建設予定敷地内ボーリング調査（深さ 10～20m）2～3 箇所、標準貫入試験、地下水位、（必要に応じて）珊瑚石灰岩調査（一軸圧縮試験）

（６）環境社会配慮にかかる調査

☒本業務では以下の対応を行う。

① 初期環境調査

（ア）「国際協力機構　環境社会配慮ガイドライン」（以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という）に基づき、初期環境調査（Initial Environmental Examination）として、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告

書の作成においては、「カテゴリＢ案件報告書執筆要領（2025 年 9 月）」に基づくこととする。また、相手国等（関係官庁・機関）と協議の上、調査結果を整理する形で、「JICA 環境社会ガイドライン」＜参考資料＞の環境チェックリスト案を作成する。

（イ）環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

ア）相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

（a）環境社会配慮（環境アセスメント、情報公開、労働環境（労働安全、労働者の権利を含む）等）に関連する法令や基準等

（b）「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離及びその解消方法

（c）関係機関の役割

イ）スコーピング（検討すべき代替案と重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施

ウ）ベースラインとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得、労働環境（労働者の権利を含む）等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合（例えばデータが古く、現況を示さない場合等。一般的には環境面は 5 年、社会面は 3 年程度）、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）

エ）影響の予測

オ）影響の評価及び代替案の比較検討

カ）緩和策（回避・最小化・軽減・緩和・代償）の検討

キ）環境管理計画案・モニタリング計画案（実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど）の作成

ク）予算、財源、実施体制の明確化

ケ）ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境社会ガイドライン」別紙 5 を参照のこと。）

コ）プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000$CO_2$ 換算トン以上の場合供用段階における排出量推計

（ウ）相手国法制度上、環境アセスメント報告書（又は IEE 報告書）の作成が求められる場合は、上記の調査結果に基づき環境アセスメント報告書案（又は IEE 報告書案）を作成する。

（７）第 1 次現地調査結果概要の作成・説明

- 第 1 回現地調査後、10 日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明

する。

（8）事業概要の本邦企業への説明（第1回現地調査後）

☒本業務では以下の対応を行う。

- 第1次現地調査後の段階で、本事業に親和性の高い日本の技術や機材等を有する幅広い本邦企業に対する事業概要説明の機会を調整の上、事業の説明を行うことで、本事業に適切と考え得る技術や機材に係る情報収集・取りまとめを行い、本事業活用への検討材料とする。

（9）ジェンダー視点に立った調査・計画[5]

☒本業務では以下の対応を行う。

① 調査の実施に際しては、支援対象国・地域の社会（や世帯内）における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範･慣習等を調べた上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取り組みを事業内容に反映させる。また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取り組みを反映させる。

② 具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。
事業内容に反映するためのステップ

（ア） 社会・ジェンダー分析を行う。

（イ） 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定･設定する。

（ウ） ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。

（エ） ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

③ 調査項目として下記を含める。

- 防災拠点施設における女性職員・研修参加者・来館者等の利用上のニーズ、災害対応・防災研修・啓発活動への男女別参加状況、女性職員を含む防災人材の育成機会、並びに施設・建設現場における安全・衛生環境など、ジェンダー課題、対応する取組及び指標案の策定・確認。

（１０）障害配慮に関する検討・計画

☒本業務では以下の対応を行う。

- 本事業の実施において、障害等に配慮したアクセシビリティの確保や、障害を理

[5] 本事業はフィジー国民に対する防災啓発の役割を有していることから、施設のレイアウトや展示内容等の検討にあたっては、ジェンダーや障がい者配慮の観点を含めることが肝要である。よって、当該事項を考慮した調査方針をプロポーザルにて提案すること。

由とした差別や排除がなされないような設計・運用に関する提案を行う。

- 実施機関と議論を行い、事業計画内に障害等への配慮する対応を盛り込む。

（１１）気候変動対策案件・生物多様性保全案件としての検討

☒事業計画に当たって、気候変動対策（緩和・適応）に資する活動を事業計画に組み込むことを検討する。

☒「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（適応策）」の該当箇所等を参考に、本事業における気候変動リスク評価（気候変動により発生する影響・リスクの評価）を実施し、適応策（気候リスクの回避・低減策等）の特定、事業計画に当たっての適応策の事業への組み込みの検討・提案及び裨益人口（適応案件の受益者数）の推定を行う。なお、気候変動リスク評価に使用した根拠資料（リスクツリーや裨益人口算出の考え方等）を発注者に提出すること。

- 具体的には、Climate-FITPart1 及び Part3 防災セクターの記載を参考にリスク評価・適応策検討、裨益人口の推定を行う。

☒生物多様性の主流化に資する対応策を可能な範囲で行う。

（１２）JICA サステナビリティ方針を踏まえたパリ協定整合（特に脱炭素化）に関する検討

☒本業務では当該項目は適用しない。

（１３）調達事情調査

- 本事業実施に必要な資機材（鉄筋、骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）・労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。
  - ① 現地国内及び第三国における輸送状況の調査
  - ② スペアパーツの入手方法、アフターサービス体制等の最新調達事情の調査
  - ③ 第三国調達の可能性の検討（輸入手続きの確認含む）
  - ④ 第三国労働者の労働 VISA に係る諸条件
  - ⑤ 上記を踏まえた調達方針及び調達計画の策定
- 先行無償案件において、第三国人材の就労許可証と現地法人口座開設に著しく時間を要し工期に影響が及んだ事例があったことから、本調査では、実施機関やフィジー歳入関税庁（Fiji Revenue and Custom Services）のみならず、フィジー入国管理省(Ministry of Immigration)や銀行等に対しても上記手続きに係る所要時間を確認すると共に、手続きの遅延のもととなるような原因の調査と対策についても十分に確認を行うこと。

（１４）施設、設備、機材計画調査[6]

- 既存施設や機材の種類･仕様・数量、使用・稼働状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況、今後の整備計画等を調査し、適切な事業規模・対象サイトの選定に必要な検討を実施する。
- 検討結果を施設計画、機材･資材調達計画に反映する。本事業は日本の強みを活かした協力メニューを途上国に能動的に提案する「オファー型協力」であることから、積極的に本邦技術、機材の活用を検討、提案すること。ただし、検討に際しては、資機材の調達・流通に制約が生じやすいという島嶼国の状況を加味し、供与後のスペアパーツの調達や故障時の修理等が速やかに実施できるよう、現地代理店の有無や調達・アフターサービスの体制等も十分に考慮すること。
- 特に、本事業における国民の防災意識と知識の向上を目的とした市民啓発ブース検討に際しては、発災後の「より良い復興（Build Back Better）」のみならず、「事前防災投資」の重要性について、フィジー国内及び周辺島嶼国の理解が促進されることをメインテーマに、日本国内の同様の施設事例も参考に、日本の技術・知見が活用された内容となるよう提案を行うこと。
- なお、フィジーの地理的特性に鑑み、塩害による破損、故障の規模についても十分に確認すること。

（１５）基本計画／概略設計図の作成

- 各種調査に基づき、本事業の基本計画を作成する。基本計画の整理、確定にあたっては、その検討内容や最終判断の理由等を整理する。
- 基本計画に基づいた概略設計図を作成する。概略設計図には、施設／構造物全体の平面図／縦断図／標準断面図の図面を含める。

（１６）施工計画の立案

☒以下の施工計画について検討・作成する。

① 施工方針
② 施工上の留意事項
③ 施工区分（相手国負担工事との区分）
④ 品質管理計画
⑤ 資機材調達計画
⑥ 総合仮設計画
⑦ 実施工程

[6] JICA はフィジーに対し無償資金協力事業で「大洋州地域気象防災中核拠点建設計画」を実施中である。当該施設は気象観測を担う政府担当者の人材育成並びに気象関連災害に焦点を当てた啓発施設としての役割を有しているが、本案件の調査に際しては上記既存案件との目的・対象の差別化を明確にした上で、本案件で整備する施設・機材に係る調査方針をプロポーザルで提案すること。

⑧ 資材ヤード・建設ヤード等の用地候補に係る検討
⑨ 施工期間中の通行の確保・交通安全等への配慮
⑩ 施工監理計画

- 本事業の施工監理計画についても、概略設計と施工計画を踏まえ、コンサルタントが行う施工監理の方針、体制、方法を検討し、取りまとめる。

（１７）事業の維持管理計画の立案

- 本事業での整備対象施設に関する維持管理について、人的リソース・技術力・財政状況などを調査したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。
- 維持管理業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費・更新費用を中期的なスパンで検討、整理する。

（１８）技術支援計画の検討、計画策定

☒本業務では以下の対応を行う。

- 本事業で整備する施設／機材の運用維持管理を効率的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の計画内容を検討する。検討に際しては「ソフトコンポーネント・ガイドライン」に基づき、ソフトコンポーネント計画書を作成し、発注者の承諾を得る。
- ソフトコンポーネント計画の検討に際しては、本事業を通じて、日本の産官学の技術やノウハウが広く太平洋島嶼国に展開されるきっかけづくりになるようなアイディアも併せて検討すること（例えば、啓発施設においては日本の防災体験学習施設で使用されている動画の翻訳版の作成や、防災担当官向けには、仙台防災枠組で提唱されている事前防災投資の重要性の理解促進に繋がる研修コンテンツ等。上記はあくまで一例であり、提案を指定するものではない）。
- ソフトコンポーネント計画の内容について、概略設計時に相手国政府・実施機関と概ね合意を得て議事録に記載する。

（１９）施工時の工事安全及び労働衛生対策に関する検討

☒本業務では以下の対応を行う。

- 発注者から提供される「ODA 建設工事安全管理ガイダンス」も参考にしつつ、事業実施時に必要となる治安上の安全対策を検討し、案件別安全対策検討シート（案）を作成する。
- 施工時の工事安全対策に関する情報は発注者の現地事務所に蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で同事務所とすり合わせし、相手国政府・実施機関等から入手あるいは照会が必要な情報について同事務所に相談する。また、現地調

査終了時には必ず同事務所に報告を行う。

- 施工計画の策定に際して、ODA 建設工事安全管理ガイダンスの安全施工対策及び収集した相手国の工事安全／労働衛生に関する法律・基準に留意のうえ、最近の先行調査の事例も踏まえた上で必要な工事の安全及び労働衛生対策を検討し、概略設計に反映する。
- また、施工時における、ジェンダー平等やサステナビリティの検討、工事中の環境対策などは、ODA 建設工事安全管理ガイダンスの安全施工対策（労働環境・作業災害別）、環境保全対策も参照する。
- 上記安全対策の経費については、概略事業費の積算にあたって適切に計上する。

（２０）内部照査の実施

☒本業務では当該項目は適用しない。

（２１）相手国負担事項の整理

- 我が国の無償資金協力スキームを踏まえ、本事業で協力対象とする範囲と、予定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を現地調査時に相手国側実施機関へ明確に説明する。
- 相手国側負担事項[7]（用地確保、整地作業、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁、費用を明確にし、進捗管理表を作成して、その着実な実施を相手国政府・実施機関に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。
- 相手国側負担事項については、 相手国側の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国側及び発注者と十分に調整を重ねた上で検討する。

（２２）免税情報の収集・整理

☒本業務では以下の対応を行う。

- 免税措置等に関し、当該事業実施において関係する主要税目[8]を対象に、それぞれの税の名称、税率、計算方法、根拠法等を調査する。主要税目は、以下を含む。
  - 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
  - 個人の所得に課される税金（個人所得税等）

[7] これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国側負担事項として記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に、事業実施時の相手国負担事項の根拠ともなる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

[8] 無償資金協力事業では免税が原則である。

- 付加価値税（VAT 等）
- 資機材の輸入に課される税金や諸費用
- その他当該事業実施において関係する主要税目

➢ 各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その状況を詳しく調査する。

➢ 過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会(OCAJI)等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

➢ 対象国の免税情報については、発注者が過去に取りまとめた免税情報シートがあるため、同シートをもとに調査の上、更新する。

➢ 免税情報は発注者の現地事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所に照会し、同事務所が有する情報を入手し、情報のアップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、相手国政府・実施機関と面談した際の情報（面談相手、内容、連絡先等）も提出する。

（２３）第 2 次現地調査結果概要の作成・説明

➢ 概略設計協議前に行う現地調査後、10 日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。

（２４）概略事業費の算出

① 我が国の無償資金協力の対象として計画する本事業の概略事業費を積算・設計にかかるガイドライン等を参照して積算する[9]。

② 積算の結果を「概算事業費積算内訳書」にとりまとめて発注者に提出する。

③ 概略事業費の算出にあたり、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

（２５）想定される事業リスクの検討

☒本業務では以下の対応を行う。

➢ 事業実施中・実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。

➢ 事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討す

[9] 積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や誤植・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

る。

（２６）事業の評価指標の検討

- 事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。
- 有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約３年をめどとした目標年の目標値を設定する。設定の際は資金協力事業の開発課題別指標例を参照する。
- なお、①定量的効果については、事後評価時等に相手国側で集計可能な現実的な指標を検討すること。また、②定性的効果については、事業のアウトカム、インパクトを示す指標を検討し、事前に発注者と相談すること。

（２７）事業概要の本邦企業への説明（第 2 回現地調査後）

☒本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計協議前に、本事業への応札を検討する本邦企業[10]に対して事業実施に重要なポイント（事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業等）を説明する事業説明会を発注者が開催するので、受注者は調査結果の説明を行う等、同説明会の実施を支援する。同説明会において企業から出た質問やコメントに対する対応を発注者と調整し、調査結果に反映させる。

（２８）協力準備調査報告書（案）の作成

- 調査全体を通じ、その結果を協力準備調査報告書（案）として取りまとめ、内容について発注者とすり合わせる。

（２９）協力準備調査報告書（案）の説明

☒本業務では以下の対応を行う。

- 概略事業費を含めた協力準備調査報告書（案）の内容を相手国政府・実施機関等に説明する。
- 相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・検討する（特に維持管理体制の整備と必要な予算／財源の確保、環境社会配慮等）。
- 協力準備調査報告書は、調査完了後速やかに概略事業費の記載を除く内容を公表すること、本事業に関する業者契約認証後には概略事業費を含む全内容を公表することを、相手国政府・実施機関等に説明する。

[10] OCAJI 等の関連業界団体を含む

（３０）協力準備調査報告書の作成

- 相手国政府・実施機関等への協力準備調査報告書（案）の説明を踏まえ、協力準備調査報告書を完成させる。
- 本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書（先行公開版）[11]も作成する。
- 本業務では完成予想図も含めて作成する。

（３１）防災分野の新規事業候補に係る確認

- フィジー国において本事業の成果をより拡大していくために必要な防災分野の事業候補に関し、本調査期間中に他ドナーの動向も含め情報収集の上、無償資金協力のスキームを中心とした提案を行う（必要であれば技術協力も含め）。
- 同国における既往案件（個別専門家、技術協力プロジェクト等）の成果も踏まえた上でアイディアを取りまとめた上で発注者と協議の上最終化し、協力準備調査報告書に記載する形で提出すること。

第５条　成果品

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、相手国実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。
- 本業務を通じて収集した資料および調査データは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等の第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

| 報告書名 | 提出時期 | 言語 | 形態 | 部数 |
|---|---|---|---|---|
| 業務計画書 | 契約締結後 10 営業日以内 | 日本語 | 電子データ | 1 部 |

[11] 協力準備調査報告書には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| インセプション・レポート（案） | 契約締結後 10 営業日以内 | 日本語 | 電子データ | 1 部 |
| インセプション・レポート | 第 1 次現地調査前 | 日本語・英語 | 電子データ | 1 部 |
| 第 1 次現地調査結果概要 | 第 1 次現地調査後 10 営業日以内 | 日本語 | 電子データ | 1 部 |
| 環境チェックリスト（調査方針） | 契約締結後 2 カ月以内 | 日本語 | 電子データ | 1 部 |
| 第 2 次現地調査結果概要（案） | 第 2 次現地調査終了後 10 営業日以内 | 日本語 | 電子データ | 1 部 |
| 第 2 次現地調査結果報告書 | 第 2 次現地調査終了後 10 営業日以内 | 日本語 | 電子データ | 1 部 |
| 環境チェックリスト（設計方針会議用） | 第 2 次現地調査後 10 営業日以内 | 日本語 | 電子データ | 1 部 |
| 協力準備調査報告書（概略設計協議用）（案）（環境社会配慮部分含む） | 国内解析後 10 営業日以内 | 日本語・英語 | 電子データ | 1 部 |
| 初期環境調査報告書／環境アセスメント案 | 国内解析後 10 営業日以内 | 英語 | 電子データ | 1 部 |
| 免税情報シート | 第 3 次現地調査後 10 営業日以内 | 日本語 | 電子データ | 1 部 |
| 機材仕様書（案） | 第 3 次現地調査後 10 営業日以内 | 日本語 | 電子データ | 1 部 |
| 協力準備調査報告書（最終成果品）のドラフト | 第 3 次現地調査後 10 営業日以内もしくは契約履行期限 1 カ月前のいずれか早い方 | 日本語・英語 | 電子データ | 1 部 |
| 協力準備調査報告書（先行公開版） | 契約履行期限末日 | 日本語 | CD-R | 1 部 |
| | | | 簡易製本 | 1 部 |
| 協力準備調査報告書（最終成果品） | 契約履行期限末日 | 日本語 | CD-R | 1 部 |
| | | | 製本 | 5 部 |
| | | 英語 | CD-R | 1 部 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 製本 | 6 部 |
| 概略事業費積算内訳書（最終成果品） | 契約履行期限末日 | 日本語 | 電子データ | 1 部 |
| 機材仕様書（最終成果品） | 契約履行期限末日 | 日本語・英語 | 電子データ | 1 部 |
| 調査データ | 契約履行期限末日 | 日本語 | 電子データ | 1 部 |
| デジタル画像集 | 契約履行期限末日 | 日本語 | 電子データ | 1 部 |

記載内容は以下のとおり。

（1）業務計画書

- 共通仕様書第６条に記された内容

（2）インセプション・レポート・現地調査結果概要・協力準備調査報告書（案）、概略事業費積算内訳書、デジタル画像集、免税情報シート、協力準備調査報告書

- 「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容

（3）概略事業費積算内訳書・機材仕様書

- 設計・積算にかかるガイドライン等に示された内容

（4）調査データ

- 位置情報[12]の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。
- ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。
- Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを含めたもの。

（5）環境社会配慮に関する資料

① 環境チェックリスト（調査方針）
記載内容：第４条（６）「環境社会配慮に係る調査」①「初期環境調査」に係る調査方針を記載し、環境チェックリストの様式を用いて要約すること。

② 環境チェックリスト（設計方針会議用）
記載内容：第４条（６）「環境社会配慮に係る調査」①「初期環境調査」の暫定結果を環境チェックリストの様式を用いて要約すること。

③ 初期環境調査報告書／環境アセスメント案
記載内容：調査結果の全体成果（環境チェックリスト案による要約を含む）

[12] 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

④ 協力準備調査報告書案（環境社会配慮部分）
記載内容：調査結果の全体成果（環境チェックリスト案による要約を含む）

⑤ 協力準備調査報告書（先行公開版）
国際協力環境社会配慮ガイドラインでは、最終報告書完成後速やかにウェブサイトで情報公開することが求められている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために事業費等を記載しない先行公開版報告書として作成する。

第６条　再委託

☒本業務では、以下の業務について、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

| | 項目 | 仕様 | 数量 | 見積の取扱 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 地形調査 | 建設予定敷地内<br>地形測量 | 一式 | 定額計上 |
| 2 | 地質調査 | 建設予定敷地内ボーリング調査（深さ 10m～20m）2～3 箇所程度、標準貫入試験、室内土質試験等 | 一式 | 定額計上 |
| 3 | 環境社会配慮 | 第 4 条（6）参照 | 一式 | 定額計上 |

第７条　機材の調達

☒本業務では、機材調達の実施を想定していない。

第８条　「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

## １．基本情報

（１）国名：フィジー共和国（以下、「フィジー」という。）
（２）プロジェクトサイト／対象地域名：スバ首都圏（約 35 万人）
（３）案件名：災害リスク管理センター整備計画（The Project for the Development of the Disaster Risk Management Center）
（４）事業の要約：災害リスク管理センターの整備を通じて防災能力の強化を図るもの。

## ２．事業の背景と必要性

（１）当該国および太平洋諸島における防災セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

フィジーを含む太平洋島嶼国はサイクロンや洪水の頻発など様々な自然災害の常襲地帯に位置し、島嶼国特有の「狭小性」、「隔絶性」、「遠隔性」、「海洋性」という特徴も相まって、災害脆弱性が特に高い。

同国は大洋州地域の防災閣僚級会合にて初代議長国を務め、2024 年には同国が太平洋島嶼国の防災分野の地域連携及び知識共有を牽引する役割を担うことが表明されるなど、地域の防災ガバナンスにおいて重要な役割を果たしている。また、人材育成の面でも、同国は、大洋州地域における防災分野の人材育成や知見共有の中核拠点として機能しており、地域全体の災害・気候変動へのレジリエンス向上を目的として、実務者レベルの地域会合や研修を継続的に主催している。さらに、太平洋諸島フォーラム（Pacific Islands Forum。以下、「PIF」という。）、太平洋共同体（Pacific Community、以下、「SPC」という。）や太平洋地域環境計画事務局（Secretariat of the Pacific Regional Environment Programme。以下、「SPREP」という。）などの地域機関や国際機関と連携し、地域の防災実務者を対象とした地域研修やワークショップを実施するなど、地域の防災人材の能力強化及びネットワーク形成を支えるハブとしての役割を担っている。

同国の防災機関である国家災害リスク管理局（National Disaster Risk Management Office。以下、「NDRMO」という。）は、事前防災・発災対応・災害復興の改善を推進するため、大洋州地域の代表的な防災機関として、地域研修やワークショップを継続的に開催するなど、地域全体の能力強化や知見共有を担う拠点としての役割を果たすことが期待されている。また、2024 年の防災法改正（National Disaster Risk Management Act 2024）により、NDRMO は国家緊急オペレーションセンターとして、発災対応から、政府内及び国際援助の調整、復興計画の実施取りまとめ、市民啓発に至るまで、また、自然災害から感染症や環境汚染や産業事故などの人為災害に至るまでの幅広い危機管理を所掌し、国家機能を維持するために重要な役割を担うこととなっている。

しかしながら、NDRMO の施設・設備は極めて脆弱であり、首都スバの本局は他省庁の庁舎を間借りしている状態である。そのため、地域の会合や研修、市民啓発等も外部会場での単発的な実施に留まっており、NDRMO が地域で求められる役割に対応する総合的な施設整備が必要とされている。

このような背景を踏まえ、「災害リスク管理センター整備計画」（以下、「本事業」という。）は、災害リスク管理センターの整備を通じて、大洋州地域及びフィジーの防災ガバナンスの強化並びに防災人材の育成を図るものであり同地域及び同国の災害対応能力の強化に不可欠な優先度の高い事業として位置付けられている。

（２）防災セクターおよび太平洋諸島に対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置付け（特に自由で開かれたインド太平洋（FOIP）等の主要外交政策との関連）

2024年7月に開催された第10回太平洋・島サミットでは「気候変動と災害」が重点分野の一つに位置づけられている。また、2025年5月に発表された「フィジー・大洋州地域の防災・早期警戒体制強化にかかるオファー型協力」では、「太平洋地域の自然災害情報分析の高度化及び共有体制を強化し、大洋州諸国の災害リスク削減につなげていくこと」、「防災局等への技術協力を通じ、フィジー及び大洋州地域の防災能力強化に貢献していくこと」が協力戦略として掲げられている。さらに、2025年11月に実施された日・フィジー首脳会談の共同声明においても「気候変動及び災害強靭性」に係る支援の重要性が強調されている。

対フィジー共和国国別開発協力方針（2019年4月）では、「気候変動・環境対策」を重点分野として定められている。加えて、本事業は「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の第2の柱「インド太平洋流の課題対処」の観点から、気候・環境／エネルギー安全保障、防災・災害対処能力の強化に資するものである。

JICAにおいては、大洋州地域JICA国別分析ペーパー（2023年3月）にて、気候変動・防災を主要開発課題とし、地域全体で広域的に取り組むべきプログラムの一つに設定している。加えて、本事業はJICAグローバル・アジェンダ「防災・復興を通じた災害リスク削減」及び「気候変動」にも貢献するものである。以上から、本事業はこれら我が国及びJICAのこれら方針、分析及び戦略に合致する。

（３）他の援助機関の対応

NDRMOには、ニュージーランド外務貿易省から災害対応の専門家、オーストラリア外務貿易省（以下、「DFAT」という。）から災害対応のための研修や標準手順書の策定、災害対応の他国との広域連携に関する専門家が派遣され、常駐している。また、DFATはSPCを実施機関として、Pacific Humanitarian Warehousing Programを実施しており、フィジーを含む太平洋島嶼国で防災倉庫の建設や緊急支援物資の事前備蓄を支援している。

（４）本事業を実施する意義

本事業はフィジー及び太平洋島嶼国の開発課題・開発政策及び我が国並びにJICAの協力方針・分析に合致し、フィジーの国家防災機関の防災・発災対応能力の向上及び太平洋島嶼国の防災人材育成に資するものである。SDGsゴール11「包摂的、安全、強靭な都市及び人間居住の構築」及び13「気候変動とその影響への緊急の対処」に貢献するものであり、本事業の実施を支援する必要性は高い。

本事業で整備する施設は、大洋州各国の防災関係者に対する研修や地域会合の拠点となるため、フィジーのみならず大洋州地域にも効果が及ぶ（「広域性」）。また、本事業はフィジーとの二国間関係及び太平洋島嶼国との連帯を強化するだけでなく、オファー型協力を含むこれまでの防災体制の強化・政策整備に係る日本の貢献を具体化するも

のとなり、日本のプレゼンス強化に寄与する。首都スバ圏に整備される施設は高いビジビリティを有し、同地域における日本のこれまでの協力実績や日本の防災方針・技術を示す拠点として、防災分野における国際的な日本のプレゼンス向上にも寄与できる。（「外交的観点」）。

フィジーの所得水準は相対的に高いものの、フィジーを含む太平洋島嶼国は気候変動に脆弱で、毎年のように大雨による洪水やサイクロンによる暴風・高潮の被害が発生しており、人間の安全保障の観点から、本事業を通じた、個人の尊厳、生命、生活に対する脅威への対応が必要である（「人道上のニーズ」）。

## ３．事業概要

（１）事業概要

①事業の目的：本事業は、フィジーの首都スバにおいて、災害リスク管理センターの整備を通じて、フィジー及び大洋州地域の防災ガバナンスの強化及び防災人材の育成を図り、もって地域全体の災害対応能力の強化、事前防災投資の実現及び Build Back Better の推進に寄与するもの。

②事業内容

ア）施設、機材等の内容：

【施設】災害リスク管理センター施設（RC 造地上 2～3 階建 1 棟、延床面積：約 700～900$m^2$ を想定）

【機材】防災情報統合管理システム（大型ディスプレイ、通信設備等）、予備インフラ機材（バックアップ発電機、貯水施設等）、研修・啓発機材（展示資機材等）

イ）コンサルティング・サービス／ソフトコンポーネントの内容：

詳細設計、調達・施工監理。ソフトコンポーネントとして、災害情報管理・通信機材の運用、施設全般の運用維持管理のための技術指導等。

ウ）調達・施工方法：

建設資材について、一般的な資材は現地調達とし、現地調達が困難と判断される資材は第三国又は日本調達とする。また、IT 機材等に関しては、日本製品・技術の観点から検討の上、維持管理の観点も踏まえて調達方法を検討する。詳細は協力準備調査で確認する。

③本事業の受益者（ターゲットグループ）：

直接受益者：NDRMO 職員、災害対応に関わる政府機関・人道支援機関、防災啓発教育を受ける市民、防災研修を受ける太平洋島嶼国の防災機関関係者

最終受益者：フィジー・太平洋島嶼国の国民

④他の JICA 事業との関係

NDRMO に対しては、個別専門家「大洋州広域防災アドバイザー」（2025 年～2027 年）の派遣を通して、フィジー及び大洋州地域の事前防災の推進に向けた体制構築及び関連政策や計画の策定・実施促進を継続的に支援している。また、本事業に先立ち、NDRMO のさらなるプレゼンス強化と防災計画の事業化に向けた技術協力「災害リスク削減に向けた統合的な実施能力強化プロジェクト」（2027 年以降に実施予定）も実施する計画である。本事業は、これらの協力を通した一連の体制構築・能力強化の成

果を具体化するものであり、実務レベルでの持続的な防災能力の向上において相乗効果が期待される。

（２）事業実施体制

①事業実施機関／実施体制

実施機関：国家災害リスク管理局（National Disaster Risk Management Office：NDRMO）

監督組織：村落離島開発・災害管理省（Ministry of Rural and Maritime Development and Disaster Management）

②他機関との連携・役割分担：同敷地内で他ドナーによる防災倉庫等の防災関連施設や資機材の供与が計画される可能性があり、その際は NDRMO を含めた三者で情報共有・調整を密に行い、支援の重複を回避し効率的かつ効果的な事業実施を図る。

③運営／維持管理体制：NDRMO が運営／維持管理を担う。NDRMO は現在でも国家防災機関として発災対応を含む業務を担っているが、施設全体の運用・維持管理体制及び予算の詳細については協力準備調査で確認する。

（３）安全対策

協力準備調査において、事業を実施する際に予見される脅威とこれへの対策の検討に必要な情報を収集し、対策を検討する。

（４）環境社会配慮 カテゴリ分類　□A　■B　□C　□FI

（５）横断的事項

① 気候変動・生物多様性

本事業は極端な気象現象に起因する被害の軽減が期待され、気候変動への適応策（主目的）に資する可能性がある。また、気候変動に伴う大雨・洪水等の異常気象の頻発への対応として、災害リスク軽減を行うという同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と整合するものである。

②その他：施設整備に際しては、障がい者や高齢者等の利用に配慮したバリアフリー設計を検討する。また、研修・啓発活動においては、女性や障がい者等の社会的弱者の参画を促し、災害時の要配慮者支援の観点を取り入れられるような施設設計を検討する。

（６）ジェンダー分類：【確認中】■GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）

＜分類理由＞協力準備調査にて、防災拠点施設における女性職員・研修参加者・来館者等の利用上のニーズ、災害対応・防災研修・啓発活動への男女別参加状況、女性職員を含む防災人材の育成機会、並びに施設・建設現場における安全・衛生環境など、ジェンダー課題、対応する取組案及び指標案を策定・確認するため。

（７）その他特記事項

特になし。

## ４．事業効果

（１） 定量的効果（協力準備調査にて確認する）

| 指標名 | 基準値<br>（2025 年実績値） | 目標値（2034 年）<br>【事業完成 3 年後】 |
|---|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| 【災害対応能力強化に係る効果】<br>1）国家緊急オペレーションセンターを活用した演習回数（回／年）<br>2）被害状況報告書発行までの時間（時間） | 1）0<br>2）72 | 1）4<br>2）48 |
| 【人材育成に係る効果】<br>1）防災関係研修・会合の実施数（回／年）<br>2）防災関係研修の受講者数（人／年） | 1）12<br>2）285 | 1）20<br>2）500 |
| 【啓発活動の強化に係る効果】<br>防災啓発センターの来館者数 （人／年） | 0 | 10,000 |

（2）定性的効果

NDRMO が国家防災機関・発災対応統括機関としての役割を十分かつ効果的に発揮できるようになり、災害及び気候変動に対する国家全体のレジリエンス向上に寄与する。太平洋島嶼国間の防災協力及び知見共有が強化され、事前防災・Build Back Better を重視する行政及び社会文化の形成が促進される。

## 5．過去の類似案件の教訓と本事業への適用

パラオ共和国向け無償資金協力「国際珊瑚礁センター建設計画」（評価年度：2007 年）の事後評価等において、同センターの組織運営能力の強化のため JICA 専門家が派遣され、無償資金協力と技術協力との連携が更なる効果の発現に繋がったことが教訓として挙げられている。本事業においても、NDRMO に配属されている JICA 専門家の知見を活用しつつ、実施予定の技術協力プロジェクトとの連携について、協力準備調査を通じて検討する。

以　上

［別紙２］災害リスク管理センター整備計画　環境社会配慮

［別添］災害リスク管理センター整備計画　地図

別紙２

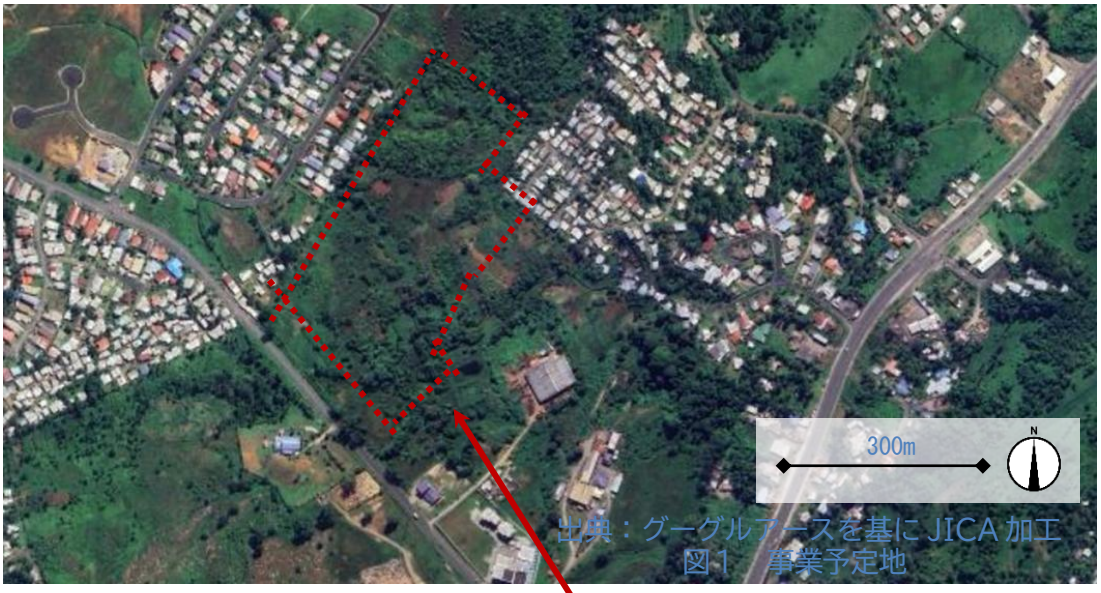
災害リスク管理センター整備計画　環境社会配慮

① カテゴリ分類：B
② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）上、環境への望ましくない影響は限定的であると判断されるため。
③ 環境許認可：本事業にかかる環境許認可が必要。協力準備調査で詳細を確認する。
④ 汚染対策：現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。
⑤ 自然環境面：現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。
⑥ 社会環境面：現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。
⑦ その他・モニタリング：具体的なモニタリング項目・手法等については協力準備調査で詳細を確認する。

以　上

別添

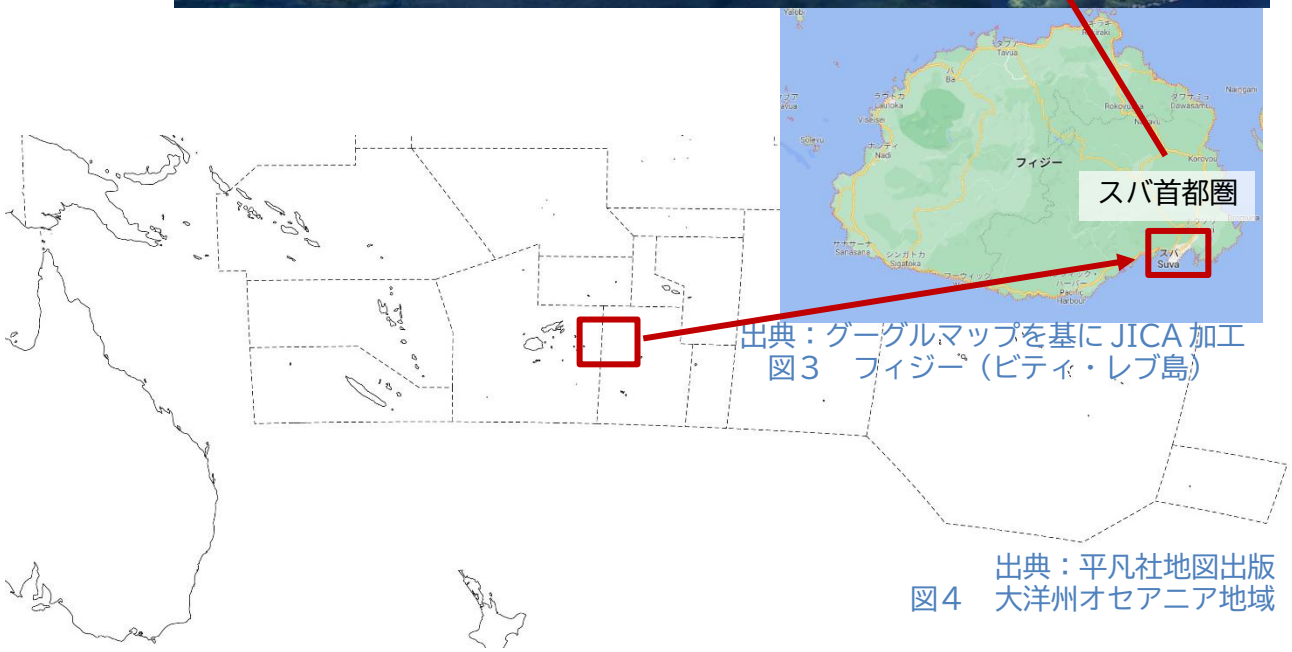
災害リスク管理センター整備計画　地図




出典：グーグルアースを基に JICA 加工
図１　事業予定地




出典：グーグルアースを基に JICA 加工
図２　スバ首都圏鳥瞰図




出典：グーグルマップを基に JICA 加工
図３　フィジー（ビティ・レブ島）

出典：平凡社地図出版
図４　大洋州オセアニア地域

別紙３

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項**
**（プロポーザルの重要な評価部分）**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第３章１.（２）「２）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

| No. | 提案を求める内容 | 特記仕様書案での該当条項 |
|---|---|---|
| 1 | オファー型協力を踏まえた、本案件で想定する施設レイアウト、調達機材、ソフトコンポーネントについて、日本の防災、災害分野の経験や技術的な強みを活かした具体的な提案 | 第3条（3）、<br>第4条（12）、（16） |
| 2 | 既存無償案件との差別化を考慮した研修、啓発施設内容の具体的な提案 | 第4条（12） |
| 3 | 災害対応センターとしての役割を果たす上で必要な能力強化や関係機関、他ドナーとの調整を含めた、技術協力（個別専門家の派遣を含む）等他スキームとの連携に係る具体的な提案 | 第3条（10） |
| 4 | ジェンダー主流化の観点及び<br>障がい者や高齢者等の利用に配慮した設計等に係る提案 | 第4条（7）、（8） |

# 第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

## １．プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力

１）類似業務の経験

評価対象とする類似業務：建築分野に係る概略設計、詳細設計及び防災に係る民間技術の情報収集・分析

２）業務実施上のバックアップ体制等

（２）業務の実施方針等

１）業務実施の基本方針

２）業務実施の方法

１）及び２）を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

３）作業計画

上記１）、２）での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式４－３の「要員計画」は不要です）。

４）業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式４－４）

５）現地業務に必要な資機材

６）実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

７）その他

（３）業務従事予定者の経験、能力

別紙４　プロポーザル評価配点表の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2 号）】

① 対象国及び類似地域：フィジー国及び大洋州地域

② 語学能力：英語

## ２．業務実施上の条件

（１）業務工程

2027 年 1 月～2028 年 2 月

（２）業務量目途

１）業務量の目途

約 17.03 人月

業務従事者構成の検討に当たっては、防災分野の ICT 機材の専門性を持つ従事者を含めること。

２）渡航回数の目途　延べ 13 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 地形調査
- 地質調査
- 環境社会配慮

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- 特になし

２）公開資料

- フィジー共和国「防災の主流化促進プロジェクト（第 2 期）業務完了報告書」（https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12393799.pdf）

- フィジー共和国「大洋州地域気象防災中核拠点建設計画準備調査報告書（先行公開版）」
  （https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000053765.pdf）

（5）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

| | 便宜供与内容 | |
|---|---|---|
| 1 | カウンターパートの配置 | 有 |
| 2 | 通訳の配置 | 無 |
| 3 | 執務スペース | 有 |
| 4 | 家具（机・椅子・棚等） | 有 |
| 5 | 事務機器（コピー機等） | 有 |
| 6 | Wi-Fi | 無 |

（6）安全管理

1）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィジー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

## 3．プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

## 4．見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版**を参照してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

（１）契約期間の分割について

第１章「１.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合）は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。

② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

**【上限額】**

**70,840,000円（税抜）**

※　上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

**※　なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載してください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

１）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

**２）上限額を超える別提案に関する経費**

**３）定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費**

（４）定額計上について

**本案件は定額計上があります（5,613,000円（税抜））。**

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載してください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

| | 対象とする経費 | 該当箇所 | 金額（税抜き） | 金額に含まれる範囲 | 費用項目 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 地形調査 | 「第３章　プロポーザル作成に係る留意事項２．業務実施上の条件（３）現地再委託」 | 113,000 円 | 地形調査費一式 | 現地再委託 |
| 2 | 地質調査 | 「第３章　プロポーザル作成に係る留意事項２．業務実施上の条件（３）現地再委託」 | 2,500,000 円 | 地質調査一式 | 現地再委託 |
| 3 | 環境社会 | 「第３章　プロポーザ | 3,000,000 円 | 環境調査一式 | 現地再委託 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 配慮 | ル作成に係る留意事項<br>２．業務実施上の条件<br>（３）現地再委託」 | | | |

（５）見積価格について

**各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。**
**（千円未満切捨て不要）**

（６）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の 10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（７）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（８）外貨交換レートについて

１） JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

（９）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第２章　特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙４：プロポーザル評価配点表

別紙４

**プロポーザル評価配点表**

| 評　価　項　目 | 配　点 | |
|---|---|---|
| **１．コンサルタント等の法人としての経験・能力** | **（10）** | |
| （１）類似業務の経験 | 6 | |
| （２）業務実施上のバックアップ体制等 | （4） | |
| ア）各種支援体制（本邦／現地） | 3 | |
| イ）ワークライフバランス認定 | 1 | |
| **２．業務の実施方針等** | **（70）** | |
| （１）業務実施の基本方針、業務実施の方法 | 65 | |
| （２）作業計画等 | （5） | |
| ア）要員計画 | ― | |
| イ）作業計画 | 5 | |
| **３．業務従事予定者の経験・能力** | **（20）** | |
| **（１）業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価** | **業務主任者のみ** | **業務管理グループ/体制** |
| １）業務主任者の経験・能力：業務主任者／○○ | **（20）** | **（8）** |
| ア）類似業務等の経験 | 10 | 4 |
| イ）業務主任者等としての経験 | 4 | 2 |
| ウ）語学力 | 4 | 1 |
| エ）その他学位、資格等 | 2 | 1 |
| ２）副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○ | **（－）** | **（8）** |
| ア）類似業務の経験 | ― | 4 |
| イ）業務主任者等としての経験 | ― | 2 |
| ウ）語学力 | ― | 1 |
| エ）その他学位、資格等 | ― | 1 |
| ３）業務管理体制 | **（－）** | **（4）** |